

夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針

平成 31 年 3 月 29 日 横浜市告示第 169 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 51 条の 2 の規定により、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を次のとおり定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針（平成 15 年 3 月 14 日横浜市告示第 93 号）は、廃止する。

1 目的

この指針は、夜間における営業を営む者が、その営業に伴って発生する騒音について、地域における夜間の生活環境を保全するための取組を支援することを目的とする。

2 事業者の配慮事項

事業者は、次の事項に配慮するよう努めるものとする。

(1) 駐車場・駐輪場（客用駐車施設等）の騒音対策

ア 駐車場・駐輪場は、原則として屋内に設置すること。

イ 屋外に駐車場・駐輪場を設置する場合は、次の対応をとること。

(ア) 出入口と走行経路は、周辺の住宅等に影響のない位置や経路に設置すること。

(イ) 段差のない床構造とし、遮音壁の設置等防音対策に努めること。

(ウ) 多層式にあってはスロープの勾配に配慮し、タイヤの走行音を生じにくい床材とし、グレーチングは用いないこと。

(2) 外部騒音の防止

ア 駐車場・駐輪場に外部騒音の防止等、来客者への注意事項を掲示すること。

イ 駐車場・駐輪場に必要に応じて警備員を配置すること。

(3) 建物の構造

ア 住宅に面する側は、開口部をなくし、騒音が漏れにくい構造にすること。

イ 出入口等は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置にすること。

(4) 冷却塔・空調用室外機等屋外に設置される施設又は機器の騒音対策

ア 施設又は機器は周辺住宅等から離れた位置に設置すること。

イ 低騒音型の施設又は機器の導入に努めること。

ウ 施設又は機器の周辺への遮音壁の設置、消音器の取付け等防音対策に努めること。

エ 防振架台の設置等、施設又は機器から発生する二次騒音の低減に努めること。

(5) 荷さばき作業の騒音対策

ア 荷さばき作業は、原則として夜間に行わないこと。

イ 荷さばき作業を夜間に行う場合は、次の対応をとること。

(ア) 荷さばき作業を屋内で実施すること。

(イ) 荷さばき作業は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置で行うこと。

(ウ) 荷さばき作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。

(6) その他

ア 屋外スピーカーは、夜間に使用しないこと。

イ 騒音防止に関する従業員教育を日常的に実施すること。

3 問題が生じた場合等の対応

(1) 営業に伴って発生する騒音について問題が生じた場合は、事業者はその解決に向けて誠実に対応すること。

(2) 外部騒音が、別表に規定する公害が生じていると認められる基準を超過する場合は、速やかに改善対策を講ずること。

別表 公害が生じていると認められる基準

外部騒音は、騒音を受ける者が居住する住居の外側で測定する。測定結果から得られた任意の1時間における騒音レベル 60 デシベル以上の騒音について、その騒音レベルの区分とその発生時間（秒）から次式により算出される、騒音レベル 60 デシベルに相当する騒音の総発生時間が1時間当たり 360 秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

（算出式）

$$N_t = 1 N_1 + 3 N_2 + 10 N_3 + 30 N_4 + 100 N_5 + 300 N_6 + 1000 N_7$$

- N_t は、騒音レベル 60 デシベルに相当する騒音の総発生時間（秒）をいう。
- $N_1 \sim N_7$ は、それぞれの騒音レベルに対応した騒音の発生時間（秒）をいう。

N_1 : 60 デシベル以上～65 デシベル未満

N_2 : 65 デシベル以上～70 デシベル未満

N_3 : 70 デシベル以上～75 デシベル未満

N_4 : 75 デシベル以上～80 デシベル未満

N_5 : 80 デシベル以上～85 デシベル未満

N_6 : 85 デシベル以上～90 デシベル未満

N_7 : 90 デシベル以上